

法文	頁	見出し	出題年度⇒ 問題番号⇒	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計 問	率 %	出題問題の傾向分析	
				4	4	4	4	4	2	5	6	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				5
②	第2章	一般構造																									
	令1条2号	144 地階																			1			1	1.1	床が地盤面下にあり天井高さ3mで、地盤面から天井までの高さ2m以下は、1/3以上であることから地階である。	
	令19条	152 居室の採光							3			1					1			1	3			5	5.6	学校等の床面積を示して採光の面積計算をさせる問題である(1/5:小学校・中学校・高等学校、1/7:有料老人ホーム、1/10有料老人ホームの入所者用娯楽室で、採光面積と床面積を比較して、左記の条件数値内であるかにより判断する)。	
	令20条	152 有効面積の算定方法		3								2			3	4				3.4	3			7	7.9	公園に面する窓は、全てが有効面積となる。天窗の有効面積は、3倍となる。小学校・病院の窓の採光は、用途地域別で採光補正係数を用いて算定する(商業地域で水平距離4m以上かつ採光関係比率に10を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値が1.0未満は1.0とする)。外側に幅90cm以上の縁側を有する開口部のある採光補正係数は、当該数に0.7を乗じて算定する。	
	令20条の2	153 換気設備												1									1	4	3	3.4	非常用昇降機の中央管理方式の空気調和設備は、中央管理室で行うものとしなければならない。
	令20条の5	156 居室内で支障を生ずる物質						1																1	1.1	居室内で衛生上支障の恐れのある物質は、クロロピリホス及びホルムアルデヒドである。	
	令20条の6	156 クロロピリホス						2																1	1.1	建築材料にクロロピリホスを添加してはならない。	
	令20条の7	157 ホルムアルデヒド						3.4					5									1		4	4.5	居室の内装仕上げには、第一種ホルムアルデヒドを使用してはならないが、中央管理方式を採用した場合は使用できる。第二種ホルムアルデヒド使用時は、使用面積に所定の数値を乗じて得た面積を超えないようにしなければならない。第三種ホルムアルデヒドの換気回数は、0.5回以上0.7回未満で床面積は、内装仕上げ面積に0.25を乗じた面積以上とする。	
	令20条の8	158 ホルムアルデヒドの換気						5																1	1.1	ホルムアルデヒドに関連する居室は、機械換気方式又は中央管理方式の空気調和設備を設けなければならない。	
	令21条	160 居室の天井の高さ		2					5	3				3									4	5	5.6	天井の高さは、2.1m以上とする。天井の高さが異なる場合は平均の高さによる。	
	令22条	160 床の高さ及び防湿方法														3								1	1.1	最下階の木造の床下の外壁には、長さ5m以下ごとに面積300cm ² 以上の換気孔を設けねずみの侵入を防ぐ設備が必要である。	
	令22条の2	160 地階の居室基準																					2	1	1.1	地階に設ける住宅の居室は、からばりに面する一定の開口部を設けた場合、壁及び床の防湿の措置等衛生のための換気設備は設けなくてもよい。	
①	法23条	161 階段及び踊場の幅		1~5	4	4	3.4		4	5	1~5	2	4		3.4	1			1~4	2			2	27	30.3	階段の断面図を示して長さを計算させる(「(高さ/けあげ)ー2+踊場」で長さが出る)。一戸建住宅の階段は、けあげ23cm以下踏面15cm以上である。階段及び踊場の幅で手すりがある場合は、10cmを限度として手すりがないものとみなして計算する(手すり15cmで5cm引かせた問題あり)。1500㎡を超える店舗の階段の幅は、140cm以上が必要である(1500㎡なら超えていないので140cm未満でも良い)。劇場の階段は幅140cm以上けあげ18cm以下踏面26cm以上が必要である(劇場の昇降機械室用階段は関係ない)。回り階段で踏面の狭い方から30cmの位置では、21cm以上が必要である。高等学校の直階段で3mを超える場合は、3m以内ごとに1.2m以上の踊場が必要である。居室の床面積が100㎡を超える地下の階段の踏面は、24cm以上が必要である。	
	令24条	161 踊場の位置及び踊幅			5		2								1		4						3	5	5.6	小学校・中学校・映画館の踊場は、階段3mを超える場合に3m以内ごとに1.2m以上の踊場を設置する。	
	令25条	161 手すり			1		1		1					2	2								4	6	6.7	傾斜路で高さ1mの場合は、手すり不要である。幅3mを超える階段のけあげ15cm踏面30cmであれば、中間に手すりを設けなくてよい。傾斜路で幅3mを超える高さ1mを超える場合は、中間に手すり必要である。	
	令26条	161 傾斜路				5																		2	2.2	小学校の傾斜路の幅は、140cm以上が必要である。傾斜路で高さ3mを超える場合は、高さ3m以内ごとに踏幅1.2m以上の踊場が必要である。	
	令27条	162 特殊の用途の階段				5				1													1	3	3.4	共同住宅の回り階段は、狭い端部から30cmの位置で踏面の寸法が21cm又は24cm必要である。昇降機用の階段は、けあげ寸法を23cmとすることができる。	
③	法28条	44 居室の採光及び換気				1			2					1		2	2		2	4		2		8	9.0	共同住宅の採光に必要な開口部は、1/7が必要である(面積計算させる問題あり)。小学校の職員室は、採用のための窓その他の開口部を設けなくてよい。共同住宅の調理室で火を使用する器具を設けた場合は、換気設備が必要である。病院の居室のうち入院患者の談話に使用されるものは、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。集会場は、自然換気以外の換気設備を設けなければならない。	
	法29条	45 地階の住居等の居室				2							2			3								3	3.4	住宅の居室でからばりのある地階であれば湿度調節設備は不要である。高等学校の教室は、前面にからばりがある場合は地階に設けることができる。	
	法30条	45 住宅の各戸の界壁							4		4													2	2.2	寄宿舎の寝室の界壁は、遮音上有効な構造としなくてもよい(小屋裏又は天井裏に達しなくてもよい)。界壁の厚さは10cm以上が必要である。老人福祉施設の間仕切り壁は、遮音性能が要求されない(遮音性能が要求されるのは長屋又は共同住宅)。	
	法37条	46 建築材料の品質				3																		1	1.1	構造耐力上主要な部分の建築材料は、国土交通大臣の指定する日本工業規格若しくは日本農林規格に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。	
	法86条の7	107 既存の緩和(石綿)										3				4							3	3	3.4	石綿が添加された倉庫1200㎡で1500㎡に増築する場合は、増築以外の部分の石綿を被覆する等の処置が必要である(増築部分が全床面積の1/2を超えていない場合は被覆等の処置のみで良い)。	
	合計																							89	100.0		

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①**、**②**、**③**は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。